

【重度心身障がい者医療費助成制度】



身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2 または IQ35 以下、
精神障害者保健福祉手帳 1 級、身体障害者手帳 3・4 級で IQ50 以下の
方の医療費を助成しています

病院(薬局)の窓口で支払った際の保険診療分の領収書を添えて、
申請書を提出してください。

- 0 歳 ～ 18 歳までの方 ・ こども医療費を優先
- 65 歳 ～ 74 歳までの方 ・ 後期高齢者医療制度に加入している方は全額助成
・ 後期高齢者医療制度以外の保険に加入している方は 1 割助成

☆**重度心身障がい者医療費助成制度登録申請書を提出していただいた月の初日以降に
受診した医療費が助成対象となります。**

☆**助成対象となるのは、保険診療分のみです。**

(入院時の食事代・予防接種・差額ベッド代・薬の容器代・文書料等は対象外です。)

☆**他の公費制度(自立支援医療(精神通院医療・更生医療)、指定難病等)に該当する方は、
そちらを優先して利用してください。**

(他の公費制度を利用後、残った保険診療の自己負担分が本制度の助成対象です。)

☆**申請は、診療を受けた翌月以降から可能となります。**

☆**診療から1年以上経過したものについては、申請できませんのでご注意ください。**

(例：令和 6 年 4 月の診療分は、令和 6 年 5 月から令和 7 年 4 月末まで申請できます。)

☆**病院(薬局)ごと、月ごとに申請書がそれぞれ必要となります。**

(申請書は白色紙にコピーしたものでも構いません。)

☆**入院分と外来分は別々に申請書が必要です。**

☆**領収書(保険点数の書かれているもの)は、のりづけやセロハンテープでの貼り付けはしない
でください。**

☆**高額療養費や、健康保険組合からの給付金(付加給付金等)支給の対象になる可能性がある
場合、「支給決定通知書」をお持ちいただかないと受付ができない為、振り込みが遅れるこ
とがあります。(支給決定通知書については、加入されている健康保険組合にご確認ください。)**

☆**助成金は口座振り込みでお支払いします。基本的には毎月 10 日までに申請した分はその
月末に、11 日以降に申請した分は翌月末に振り込みます。**

☆**後期高齢者医療保険に加入中の場合、振り込みが遅れることがあります。**

☆**郵送で申請する場合、封筒に切手を貼り、連絡先を記入してください。**

☆**加入している健康保険が変わった場合、受給資格者証の内容を変更しますので、健康保険の
資格が確認できるもの(健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資
格確認画面を印刷したもの等)をご用意いただき、必ず給付・年金係に届出してください。**

☆**手帳に次期判定・再認定時期など有効期限の記載がある場合、更新後の手帳を給付・年金
係へご持参いただきますようお願いいたします。**

☆**申請書は町のホームページからダウンロードできます。**

野木町役場 町民生活部
住民課 給付・年金係
☎0280-57-4141